

鎌 総 第 2450 号

令和元年（2019年）11月19日

鎌倉市議会議長

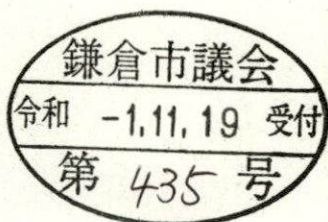
久 坂 く に え 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）

議会受付番号	文書質問第 12 号
質問者	高野 洋一 議員
答弁する者	(環境部環境保全課) (健康福祉部福祉総務課) (防災安全部総合防災課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 12 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

- ① 犬や猫等のペットと暮らしている鎌倉市内の世帯数及び割合について、どのように把握しているか。市内におけるペット登録の有無を含め、伺いたい。
- ② 今回の台風 19 号においては、全市で 1,300 人以上の避難者があったと認識しているが、その中でペット同伴避難者がどの程度あったと認識しているのか、伺いたい。
- ③ ペットを同伴した方の避難場所と、そうでない方の避難場所をエリア分けすることが重要と考えるが、いわゆるペット同伴避難所としての設営は行われたのか。同伴避難所についての現状と課題、今後に向けた考え方及び対応方針について、伺いたい。

2 質問の理由

災害時における避難を促進するうえで、共に暮らすペットとの関係が支障になっている現状があると考えられ、同伴避難所の確保等、市の具体的な対応を改善することが重要であると考えするため。

3 答弁

- ① 市にペットを登録する制度としては、狂犬病予防法に基づく犬の登録制度があり、現在約 10,300 頭が登録されています。同法第四条の規定により市が備える犬の登録原簿には世帯を管理する情報がないため、犬を飼育する世帯数を算定できませんが、登録原簿に記載されている犬の飼養者は約 8,500 人であり、鎌倉市民の約 4.9%に相当します。

犬以外のペットは市に登録がないため、正確な飼育数が把握できませんが、一般社団法人ペットフード協会が実施した平成 30 年全国犬猫飼育実態調査の結果に基づく犬の推定飼育数に対する猫の推定飼育数の比率から、鎌倉市における猫の飼育数は約 11,000 頭と推定しています。

- ② 台風 19 号において、小学校 10 校に、ペット同伴避難者として 54 名（ペット 22 匹）の方が、一緒に避難されました。

- ③ 鎌倉市には、ペット連れの避難者のみを受け入れる避難所はありませんが、今回の台風第 15 号及び第 19 号では市立小学校 16 校に避難所を開設し、台風第 19 号においては、ペット連れの避難者は結果として他の避難者から離れた場所で飼い主とペットが同伴避難することができました。

ペット連れの避難は、他の避難者との関係性を鑑みることが必要不可欠であることのほか、犬や猫などのペットの種類や大きさにより、避難所内での区画を分ける必要性が生じます。現状では、ペットの毛や排泄物などが残る可能性を考えると、避難所として使用できる施設やスペースは限られています。限られたエリアの中での避難者とペットの共生が課題になります。

本市では、現在、避難所ごとに地域の自主防災組織等により、避難所運営マニュアルの作成が進められており、避難所におけるペットの対応については、他の避難者のアレルギーやストレスによる体調悪化、怪我の危険性等を鑑み、避難所内で人とペットが別の区画で過ごす同行避難を想定し作成しています。

この同行避難は、平成 25 年 6 月環境省発行の「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」及び平成 31 年 4 月に鎌倉市がひな型として HP 公開した「避難所運営マニュアル」に沿った内容です。

また、飼い主がペットと共に生活できる同伴避難を限定的条件下で認めている避難所も一部あります。

今後も、地域住民や施設管理者と課題を共有し、災害時のペットの対応について更に取り組みを進めるとともに、ペットの飼い主に対しても、獣医師会等と連携し、ワクチンの接種、備蓄品等の準備やトイレ・ケージレスト・吠え等の躰の重要性を周知するほか、地域での理解を深めるため、地域で実施される訓練に積極的に参加するよう呼び掛けてまいります。